

# 第9部 農業産出額及び生産農業所得

## 解 説

この部には、「生産農業所得統計」の結果から、農業産出額及び生産農業所得に関する統計を掲載した。

### 1 統計の概要

(1) 生産農業所得統計の目的

農産物の産出額及び農業が生み出した付加価値額である生産農業所得を推計し、農業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を提供することを目的としている。

(2) 推計期間

当年1月1日から12月31日の1年間。ただし、暦年をまたいで生産される野菜、果実等は年産区分とした。

また、年産単位の経常補助金については、上記の推計期間を越えて支払われるものについても計上した。

(3) 推計範囲

本統計の推計範囲は、「**図 生産農業所得統計における推計範囲の概念図**」において矢印の推計範囲で示す日本標準産業分類に属する事業所から生産される農産物（山林用苗木を含み、きのこ類の栽培及び蚕種の生産を除く。）及び加工農産物とし、推計の対象とする主な品目は「**表 農産物の範囲**」に示したとおりである。

なお、都道府県別推計において個別推計の対象とした品目の範囲は、前年の都道府県別農業産出額において、都道府県ごとの産出額がおおむね1億円以上であった農産物及び加工農産物とした。

また、全国推計では全ての中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再び投入される農産物をいい、種子、飼料、子畜、ひな等が該当する。）を推計から除外するが、都道府県別農業産出額では、中間生産物のうち他都道府県へ販売されたものは推計の範囲に含めている。

これは、当該都道府県においては最終生産物として生産された中間生産物の価値を適切に当該都道府県に帰属されるためである。

図 生産農業所得統計における推計範囲の概念図

	A-農業、林業				
	01-農業				02-林業
	010 管理、補助的経済活動を行う事業所	011耕種農業～012畜産農業 (自家生産物の加工を含む。)		013 農業サービス業	014 園芸サービス業
			0113野菜作農業のうち、きのこ類の栽培		
推計範囲		↔		↔	

表 農産物の範囲

部 門		品 目 名	
耕	米	玄米、くず米等	
	麦類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等	
	雑穀	そば等	
	豆類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい（からつき）等	
	いも類	かんしょ、ばれいしょ	
	野 菜	果菜類	スイートコーン、えだまめ（未成熟）、さやえんどう（未成熟）、そらまめ（未成熟）、さやいんげん（未成熟）、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
		葉茎菜類	キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
		根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、くわい等
	果実	みかん、ネーブルオレンジ、なつみかん、はっさく、いよかん、清見、ポンカン、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、すもも、いちじく、パインアップル、キウイフルーツ、ゆず、不知火（デコポン）等	
	花 き	切り花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、きんせんか、ストック、りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
球根		チューリップ等	
鉢もの類		シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等	
花き苗類		パンジー等	
その他花き		芝等	
種	工芸農作物	さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、葉たばこ、茶（生葉）、い等	
	その他作物	庭園用苗木、街路樹苗木、山林用苗木等 植物生長（みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、ぶどう、なし、かき、もも、おうとう、びわ、うめ、くり、茶、桑等）	
畜 産	肉用牛	肉用牛（子牛、育成牛、肥育牛、和牛、乳牛去勢、交雑牛等）	
	乳用牛	生乳、乳牛、乳廃牛	
	豚	豚	
	鶏	鶏卵、ブロイラー、廃鶏等	
	その他畜産物	馬、軽種馬、はちみつ、うずら卵等	
加工農産物		かんぴょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表等	

(4) 推計方法（都道府県別推計）

農業産出額及び生産農業所得は、都道府県を推計単位とし、次の方法により推計した。

ア 農業産出額は、次式のとおり、品目ごとに(ア)により把握した生産量に、(イ)により把握した価格を乗じて推計し、それらを合計して求めた。

$$\text{品目別産出額} = \text{品目別生産量} \times \text{品目別農家庭先販売価格}$$

なお、加工農産物については、加工によって新たに付加された価値（加工農産物の製品としての産出額からその原料となった農産物の産出額を控除したもの）のみを産出額に計上するため、次式により算出した。

$$\text{加工農産物の産出額} = (\text{加工農産物の製品生産量} \times \text{加工農産物製品価格}) - (\text{加工農産物の原料数量} \times \text{加工農産物の原料価格})$$

(ア) 生産量

農産物及び加工農産物の生産量は、作物統計調査、畜産物流通調査等の生産量統計を基礎資料としているが、生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物の数量及び中間生産物の移出入量については、地方公共団体、卸売会社、農業団体等への情報収集により推定しました。

(イ) 価格

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、各種業務情報や統計情報も利用して推定した農家庭先販売価格（農業経営体が出荷した時点の消費税を含む価格）であり、価格情報に諸経費（市場手数料、集出荷団体経費等）が含まれている場合には控除した。

a 農産物

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、米の産地品種銘柄別相対取引価格（農林水産省農産局）、麦・大豆の産地品種別価格等の各種業務情報、青果物卸売市場調査（産地別）、農業物価統計調査等の統計情報も利用して推計した。

b 植物生長額

植物資産評価標準及び樹種別未成園面積から、次式により推計した。

$$\text{都道府県別樹種別未成園} \quad \text{10aあたり植物生長額 (A)} = \frac{\text{植物資産評価標準による} \quad \text{都道府県別樹種別成園10aあたり育成価}}{\text{植物資産評価標準による育成年数}}$$

$$\text{都道府県別植物生長額} = \Sigma (\text{A} \times \text{都道府県別樹種別未成園面積})$$

c 畜産物

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、食肉卸売市場調査、農業物価統計調査等の統計情報も利用して推計した。

なお、子牛、子馬等、成長過程にあるものが販売された場合には、それぞれの農家庭先販売価格を適用した。

また、育成牛馬及び廃牛馬の価格は、次式による育成差益等を適用した。

- ・ 育成牛馬の育成差益 = 育成牛馬の価格 - 育成する当歳の子牛馬の価格
- ・ 肉用牛の育成差益 = 肉用牛価格 - 肥育用もと牛価格
- ・ 廃牛馬の処分差益 = 廃牛馬価格 - (明け3歳の育成牛馬の価格 × 2分の1)

注： 廃牛馬の処分差益の計算において、廃牛馬価格から育成牛馬の明け3歳時点の価格の2分の1の額を差し引くことにしているのは、繁殖牛馬や役牛馬が廃用される場合の残存価額（肉部分）を成畜時価に対する割合の2分の1とみなし、明け3歳以降の肉としての成長等実際の廃牛馬価格との差を処分差益として、当期の生産に計上しているためである。

d 加工農産物

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、都道府県別茶期別荒茶価格の業務情報も利用して推計した。

イ 生産農業所得は、農業産出額から物的経費を控除し、経常補助金を実額加算したものであり、具体的には、次式により算出した。

なお、〰〰〰 部は、農業経営統計調査（営農類型別経営統計）の結果から算出した。

(ア) 部門別生産農業所得の推計

(注)

$$\begin{array}{l} \text{部門別} \\ \text{生産農業所得} \end{array} = \begin{array}{l} \text{部門別} \\ \text{産出額} \end{array} \times \frac{\text{農業粗収益（経常補助金を除く。）} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益（経常補助金を除く。）}}$$

注： 物的経費には、減価償却費及び間接税を含む一方、雇人費、地代、利子割引料を含みません。

(イ) 生産農業所得の推計

(ア)で求めた部門別生産農業所得を合計し、経常補助金を加算して求めた。

(5) 推計方法（市町村別推計）

生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を農林業センサス及び作物統計調査を用いて市町村別に按分した。

なお、按分に用いた統計数値は、2015年農林業センサスは平成26年から平成30年までの5年間、2020年農林業センサスは令和元年から適用し、作物統計調査は都道府県別農業産出額の推計に用いた当該年産の結果を適用した。

$$\begin{array}{l} \text{市町村別農業} \\ \text{産出額(推計)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{都道府県別} \\ \text{農業産出額} \end{array} \times \frac{\text{市町村別作付（栽培）面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}{\text{都道府県別作付（栽培）面積（飼養（出荷）頭羽数）等}}$$

ア 耕種

作物統計調査で市町村別収穫量がある品目（水稻、麦、大豆、そば、なたね、ばれいしょ（北海道のみ）及びてんさい）は当該品目の収穫量を用いて按分し、それ以外の品目は農林業センサスの販売目的の作付（栽培）面積を用いて按分した。

なお、作物統計調査又は農林業センサスにおいて調査していない品目については、都道府県別農業産出額を合算し、農林業センサスの各部門で調査しているその他品目（その他の雑穀、その他の豆類、その他の工芸農作物、その他の野菜及びその他の果樹）の販売目的の作付（栽培）面積を用いて按分した。

イ 畜産

農林業センサスで調査している畜種別の飼養（出荷）頭羽数を用いて按分した。

軽種馬等のその他畜産物については、農林業センサスでは飼養（出荷）頭羽数を調査していないため、農林業センサスにおけるその他の畜産の販売金額を用いて按分した。

ウ 加工農産物（荒茶及び畳表）

原料生産物の生産動向と高い相関関係にある荒茶及び畳表については、農林業センサスの販売目的の作付面積（荒茶にあつては茶の栽培面積、畳表にあつてはその他の工芸農作物の作付面積）を用いて按分した。

荒茶及び畳表以外の加工農産物については推計対象としなかった。

エ 按分に用いる統計数値がない品目

市町村別農業産出額（推計）を作成しなかった（該当品目：子豚〔豚の内数〕、その他の鶏（ひな、種卵等）〔鶏の内数〕）。

## 2 利用上の留意事項

### (1) 全国値の取扱いについて

本データ集において、農業産出額の全国値として、「積み上げ値」と「全国推計値」を掲載している。このうち、「積み上げ値」は都道府県別農業産出額推計値を合計したものであり、都道府県間で取り引きされた中間生産物が重複計上されている。

したがって、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした全国推計値（農業総産出額及び生産農業所得の全国推計値）を利用されたい。

### (2) 従前の市町村別農業産出額との相違点

平成18年まで作成していた市町村別農業産出額（以下（2）において「従前の市町村別推計」という。）と市町村別農業産出額（推計）（以下（2）において「現行の市町村別推計」という。）とでは、次のような相違点があるので、利用に当たっては留意されたい。

#### ア 自家消費量の取扱い

従前の市町村別推計では、作物統計調査の市町村別収穫量を基に推計していたことから、自家消費量を含む全ての収穫量を推計対象としていた。

一方、現行の市町村別推計では、按分の基となる都道府県別農業産出額には自家消費量が含まれるものの、農林業センサスにおける農業経営体（※）の販売目的の作付（栽培）面積で按分している品目については、市町村ごとの自家消費量の格差は反映されない。

※ 農業経営体とは、調査日（農林業センサス実施年の2月1日）現在の経営耕地面積が30アール以上又は過去1年間における農業生産物の総販売額が50万円以上に相当する規模の農業を営む者をいう。

#### イ 属地統計と属人統計による違い

属地統計とは、作物が生産された場所別に集計される統計のことをいい、属人統計とは、作物を生産した人が所在する場所別に集計される統計をいう。

従前の市町村別推計では、属地統計である作物統計調査を用いて推計しており、当該作物を生産している市町村に収穫量が計上されるため、産出額も生産している市町村に計上される。

一方、現行の市町村別推計のうち、属人統計である農林業センサスを用いて推計している品目については、農業経営体が所在する市町村に作付面積等が計上されるため、農業産出額も農業経営体が所在する市町村に按分されるという違いがある。

#### ウ 地域特産品の価格差

従前の市町村別推計では、地方公共団体や農業協同組合等への情報収集等により整理した市町村別平均単価を用いて推計していたが、現行の市町村別推計では、都道府県別農業産出額を農林業センサスの作付（栽培）面積等又は作物統計調査の収穫量で按分している。

このため、特定の市町村で高価格の地域特産品を生産していても、現行の市町村別推計では当該価格差が反映されない。

#### エ 単位当たり収穫量（単収）の地域差

従前の市町村別推計では、作物統計調査の市町村別収穫量を用いて推計していたが、現行の市町村別推計では、都道府県別農業産出額を農林業センサスの作付（栽培）面積で按分している。

このため、周辺の地域よりも高単収の地域が存在しても、現行の市町村別推計では地域ごとの単収の差が反映されない。

### (3) 市町村別農業産出額（推計）における秘匿措置

本統計は、様々な統計情報等から推計した加工統計であり、本来秘匿措置を講じる必要はな

いが、推計に用いた一次統計において秘匿された数値が本統計の推計値から類推される可能性がある場合には、秘匿措置を講じている。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。